第二百号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者　東京都知事　小池百合子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「変圧して、」の下に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の下に「。第十一号において同じ。）をいう」を加え、「五十キロワット」を「二百キロワット」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項第九号中「異常な」の下に「高温とならないこと。また、異常な」を加え、同項中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二　コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）の操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十三　充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十四　複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止さ

せる措置を講ずること。

第十一条の二第二項中「前項第八号」を「、前項第八号」に改め、「第九号に」の下に「規定するもののほか、次に」を加え、同項に次の各号を加える。

一　温度の異常を自動的に検知する措置

二　異常な低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

三　制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

第十一条の二第三項中「第九号」の下に「並びに同条第二項（屋外に設けるもの（全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）」を加える。

第四十九条の二を削る。

第五十七条第一項第十七号中「充てん」を「充塡」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第十一条の二第一項に規定する急速充電設備であって、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

3　新条例第五十七条第一項第十四号の規定による届出及び当該届出に係る同条第三項に規定する審査は、この条例の施行の

日前においても行うことができる。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第七十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。